

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、田子の浦港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和5年3月31日

田子の浦港港湾管理者 静岡県
代表者 静岡県知事 川勝平太

1 港湾計画の変更の概要

平成13年7月31日付け静岡県公報によりその概要を公告した田子の浦港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画

ア 小型船だまり計画（新規計画）

地区名	種別	水深 (メートル)	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
依田橋地区	航路	2	10		
	泊地	2			1
	船揚場			6	

イ 小型船だまり計画（変更）

地区名	種別	面積 (ヘクタール)
依田橋地区	埠頭用地	1

ウ 小型船だまり計画（削除）

地区名	種別	水深 (メートル)	延長 (メートル)
依田橋地区	物揚場	2	51
	導流堤		120

(2) 土地造成計画（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
	依田橋地区	(1) 1	-	-	-	-

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(3) 土地利用計画（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
依田橋地区	(9) 9	(1) 1	(11) 11	(3) 3	(1) 1	(25) 25

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

静岡市葵区追手町9番6号

富士市鈴川町2番1号

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

田子の浦港管理事務所総務管理課